

環境配慮事項等伝達書

所沢市は、市政運営の基本的な理念である「所沢市マネジメント方針」において、環境の保全と創造に向けた活動を行い、市政運営全体を環境配慮型とすることを定めています。令和2年11月3日には、2050年までに市内の二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」も表明いたしました。

受注者においても、業務の遂行に当たり、本市のマネジメント方針や「ゼロカーボンシティ」表明の趣旨を理解するとともに、職場研修の実施や環境活動に参加することなど、従業員の環境意識の向上にも心がけ、下記の環境配慮活動等について積極的に努めてください。

記

1 脱炭素社会の構築

- ・エネルギー効率の高い省エネ機器の導入
- ・再生可能エネルギーの利用（太陽光・太陽熱の利用、RE100への取組、再生可能エネルギー比率の高い電力の利用等）
- ・環境負荷の少ない移動の実践（公共交通機関の利用、環境配慮車両の使用、エコドライブの実施等）
- ・COOL CHOICE運動の推進（クールビズ・ウォームビズの実践、環境配慮製品の購入等）

2 みどり・生物多様性の保存

- ・自然環境への配慮（樹林地の保全等）
- ・緑化活動の実施

3 循環型社会の形成

- ・「もったいないの心」の醸成
- ・業務により発生するごみの削減：リデュース（本市の「マチごとプラスチックごみ削減宣言」に基づく、使い捨てプラスチック製品の使用抑制や代替品の検討等）
- ・再使用の実践：リユース
- ・ごみの分別徹底による資源化：リサイクル

4 大気・水環境等の保全

- ・環境汚染の防止
- ・有害物質の適正な管理

5 都市環境の創造

- ・周辺環境に配慮した開発や建築
- ・地域の美化活動への参加

6 協働・実践・学習の推進

- ・SDGs（持続可能な開発目標）への貢献
- ・環境に関する学習・活動、普及啓発等の推進